

調査の概要及び用語の解説

1 平成 22 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以來 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たります。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されています。

《注意点》

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 22 年国勢調査は大規模調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び 17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定及び次の法令に基づいて行われました。

- ・国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 用語の解説

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

<内容についての問い合わせ先>

広島県総務局統計課（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 （082）228-2533（ダイヤルイン）